

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月24日

岩手県人事委員会
委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第20号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特別休暇） 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （１） [略] （２） 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要な期間 （３）～（27） [略]	（特別休暇） 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （１） [略] （２） 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要な期間 （３）～（27） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。